

税5,714円が、課税仕入取引として処理されていた。

財団の補助元帳上では、仕訳ごとの課税区分が表示されないことから、仕訳入力時に課税区分のダブルチェックを行うとともに、決算時には消費税計算書上の課税区分ごとの金額が正しいかどうかを、補助元帳を出力した上で再度確認することが必要である。

うに改善した。(都市整備課)

(3) 委託販売手数料について

収益事業等会計に計上されている委託自動販売機収入について、補助元帳を通査したところ、平成23年11月分から平成24年5月分まで(ただし平成24年1月分については手数料の対象となる売上なし)の不足分として、69,736円が計上されていた。

これは、ある業者が公園内に設置した複数の自動販売機のうち1台について入れ替えが行われた後、その業者が手数料率の登録を誤り、契約の手数料率よりもかなり低い手数料率で手数料が計算され、支払われていたことに起因する。財団では次年度予算の作成に際し、この自動販売機を設置した業者からの手数料収入がいつもより少ないことに気が付き、調査した結果、当該事実が判明したとのことであった。

委託販売手数料が正しく入金されているか否かは、本来毎月確認すべきであり、もしそれが実務上困難であれば、サンプルベースもしくはローテーションベースで確認を行うべきである。また、業者の変更や自動販売機の入れ替えがあった場合には、少なくともその分については、変更や入れ替え後の手数料が正しいかの確認を行うべきである。

なお上記不足分のうち、平成23年11月分から平成24年3月分の不足分26,093円については前年度分であるため、厳密に言えば、正味財産増減計算書上は前期損益修正益として経常外収益に計上すべきである。

手数料の計算や入金の確認作業の適正化について職員に周知し、適正に実施している。(都市整備課)

(4) 福利厚生費支出の按分について

公園の勤務者を対象に研修旅行が行われ、その費用が収益事業会計の収1：遊戯施設等事業と収2：販売事業に計上されている。当該研修旅行は、その途中で2コースに分かれているため、本来であればコース別

適正な按分を行うための基準を整理し、平成27年度から適用していくこととした。(都市整備課)

の参加人数等を基準として、研修旅行全体の金額を取1と取2に按分計算を行うべきところ、2コースのうちの片方のコースにおける訪問先施設の入場料の金額が、たまたま取2の予算計上額と同一であったことから、その入場料の金額をもって取2の費用として計上している。

費用の計上は、予算額によってではなく、実際の発生額を適切な基準により按分した金額をもって行うべきである。

7 井頭公園

(1) 小破修繕の措置について

指定管理者の協定では、見積額100万円未満の修繕（小破修繕）は指定管理者の責任となっているが、未措置の案件が32件ありすみやかに修繕する必要がある。

指定管理者制度では、協定の仕様書により受託事業毎の決算が義務付けられているため、公園間の資金の融通ができない。仕様書の縛りにより公園毎の収支は明瞭となるが、本当に必要となる修繕措置に資金が効率的に廻せない欠点がある。しかし、現状そのような制度となっている以上、小破修繕は協定書に基づけば指定管理者に修繕の義務があり、法人会計から資金を融通してでも修繕を実行する義務がある。また、小破修繕のために施設単位で慢性的な資金不足が生じるようであれば、そのような事態は指定管理料の見直しの問題と考える。一方、県も予算を抑えることだけに力点をおくと、財団から初期修繕の正しい情報が入って来なくなり、却って将来的に大規模修繕を招く結果になることに配慮しなければならない。

当該施設の施設の修繕については、県と指定管理者で安全点検を実施し、修繕箇所・方法・時期等について共通認識を持った上で、工種合計額が、一定額以下の場合、指定管理者の負担で修繕することとする。（都市整備課）

(2) 大規模修繕の責任について

井頭公園の大規模修繕の積み残しは、24件存在している。指定管理者制度において利用料金制を採用している場合、施設の修繕、更新は利用料金を左右する重要な要素である。利用料金の積算は、指定管理公募時の施設状況により算定されているのであるから、その後の施設の毀損・破損の状況は、積算の前提を違えることになる。県は、積み残しの大規模修繕に対して計画的な修繕を行い指定管理者の運営上支障のないよう

当該施設において必要な大規模修繕については、優先順位を定め、県が施設の健全化に努めていく。（都市整備課）

措置を講じられたい。

平成17年度以前の管理委託制度時は、利用料収入や収益事業による財源を県の負担である県有施設の大規模修繕にも振り向けていたが、指定管理者制度導入後は、財団の独自施設（とちのきファミリーランドの遊具）の更新投資資金を確保することが優先されるため、施設整備積立資産として資金を留保している事実が鮮明になっている。指定管理者制度を採用した以上、県有施設の修繕措置は以前の管理委託制度時のような曖昧さがなくなり、指定管理者の利用料金収入にも影響を与えることから、今まで以上に県の責任は重大になる。

8 日光田母沢御用邸記念公園

(1) 現金管理について

決算における現金調書では、売店売上金の3月31日分は、86,980円となっているが、売店のレジで出力しているレジシートの記録は83,380円となっており、3,600円の差異があった。レシートを紛失したためであり、今後は適切な管理に努めるべきである。

レジレシートの適切な管理について職員に周知し、適切に実施している。(都市整備課)

III 公益財団法人とちぎ男女共同参画財団

1 概要

(1) 注記等の表示について

財務諸表に対する注記等について、「公益法人会計基準の運用指針」（平成20年4月11日 内閣府公益認定等委員会）に則していない表示（基本財産等の財源内訳の記載漏れや、同指針にはない次期繰越収支差額の記載等）が散見された。

同指針の「1.設定について」に記載されているとおり、「公益法人制度のもとで、法人運営の適切な状況を広く法人の関係者に伝えるため」同指針に則った表示を行うべきである。

平成25年度決算から、指摘のあった注記等について指針に沿った表示をしている。(人権・青少年男女参画課)

(2) 会計規程の改訂について

公益財団法人への移行に伴い、平成24年度以降、財団は、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の3つの会計区分を設けている。

しかし、公益財団法人とちぎ男女共同参画財団会計規程第5条は「財

指摘の項目について、平成26年4月に会計規程を改正し、財団の会計を公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計とした。(人権・青少年男女参画課)

(3) 特定職員の期末手当について

団の会計は、一般会計と特別会計とし、特別会計は業務遂行上必要がある場合に理事会の承認を得て設けるものとする。」となったままであり、旧財団法人当時から改訂されていない。実態に合わせ、会計規程を変更すべきである。

財団の特定職員に期末手当が支給されているが、現状の職員給与規程では期末手当の定めがないため、規程外の支給となっており、規程を変更すべきである。

指摘の項目について、平成25年10月に職員給与規程を改正し、特定職員に支給する給与の種類に「期末手当」「勤勉手当」を追加した。(人権・青少年男女参画課)

(4) 法人税等の計算

① 収益事業の課税所得計算について

収益事業の税金計算において、財団の決算による法人会計の収益・費用を公益目的事業会計、収益事業等会計に配分した上で、収益事業の所得計算をしているが、法人会計の収支を再配分する必要があるのか疑問である。

財団の決算では、指定管理の委託料を公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計に分けて計上しているため、法人会計の収支を公益目的事業会計、収益事業等会計に再配分している。

しかし、法人会計の指定管理受託事業収益は、下記の規定「委託料上限額の積算根拠について」により客観的に定まるものであり、県の示した算出根拠に従ったもので財団が任意に決めた金額ではない。また、委託料の公益目的事業と収益事業への区分は、公益認定の際に使用した平成23年4月から8月までの施設の使用実績に基づく面積割合を使って分けている。指定管理者契約に基づき金額が個別に定まっているものではなく、区分のための絶対的な基準があるわけではない。

法人税法上の収益事業の課税所得計算に際し、法人会計の収益費用をすべて再配分する方法に変えて、財団の決算より確定した収益事業等会計の当期一般正味財産増減額をそのまま利用することは問題ないものとする。税務問題であるため、管轄税務署に問い合わせた上で処理を検討すべきである。

顧問税理士を通じて税務署に確認し、公益認定法と税法との整合性を図るため、再配分は必要であるとの結論となった。(人権・青少年男女参画課)

② 他会計振替額（みなし寄付金）について

公益法人等のみなし寄付金について、平成24年度は法人税等の計算上不利な方法を採用しているが、収益事業等の利益の100%まで繰入れることが可能である。

平成25年度決算では、公益認定法を所管する文書学事課に相談の上、収益事業等の収支の状況に応じた最適な額を繰り入れるなど、適切な振替方法を採用している。今後とも適正に処理する。（人権・青少年男女参画課）

(1) 指定管理者制度の中の利用料金制について

指定管理委託料は、利用料金収入見込額を控除して積算されており、指定管理者にとって有料料金の貸出しを一定額維持しなければならない制度となっている。

指定管理委託料は、上限額の積算の際に、必要経費見込額から利用料金収入見込額（過去の実績、減免適用分も考慮）を控除して算出している。（人権・青少年男女参画課）

一方で財団では、公益目的の利用の場合は料金の減免を行っているため、公益目的の利用を優先すると、収入が減ってしまうことになり、利用料金制と減免措置の組み合わせは、本来の目的（公益目的）のための施設利用を阻害する要因になる。

しかし、利用料金制度を廃止することは、指定管理者に対する動機付けが無くなるため、利用料金制度を維持しながらも、公的目的事業に伴う減免制度による財団負担部分を、委託者である県が肩代わりする等の対策が必要である。

2 公益目的事業会計

(1) 貯蔵品の計上について

情報誌や啓発冊子などの印刷物については、期末時点で在庫数量があるにもかかわらず、会計上、資産として計上されていない。実地棚卸を行って期末時点での数量を確定させた上、適正な単価を乗じて、貯蔵品等の科目により資産計上すべきである。なお、3月末時点の在庫金額を試算したところ、約301千円であった。

指摘の項目について、平成26年4月に会計細則を改正し、事務的消耗品等で一定額未満のものは貯蔵品としないこととした。平成25年度決算から同細則に基づき、適正に貯蔵品等を資産計上している。（人権・青少年男女参画課）

印刷物の他にも、貯蔵品等の科目により資産計上すべき、コピー機のトナー等の事務用品在庫を保有している。これらについては、平成24年度末の在庫金額は不明であるが、今後は、重要性に鑑みて資産計上の要否を検討する必要がある。

3 収益事業等会計

(1) 貸館の利用率について

「とちぎ男女共同参画センター」という施設名称や、施設利用案内のリーフレットに記載されている設立趣旨等から、利用目的は男女共同参

平成26年4月に作成した施設利用案内の表紙に新たにPR文を掲載したほか、バルティのホームページを各研修室等の写真や情報量

(2) 減免制度の利用率について

画を目的とした活動に限られると一般利用者に誤解されている可能性は高い。
 今後は、そのような誤解を払拭するためのPR活動にも力を入れる必要がある。

を増やすなどリニューアルした。
 (人権・青少年男女参画課)

一般利用者で平成24年度の一年間に減免制度を利用した団体数は19団体に過ぎず、減免制度が十分に周知されているとは言い難い状況である。
 施設利用案内のリーフレットへの掲載や受付窓口での掲示等により、減免制度のより一層の周知を図ることが望ましい。

平成26年4月からリニューアルしたホームページに減免制度について掲載するとともに、受付窓口で減免適用事例の説明や資料配布を行っている。(人権・青少年男女参画課)

(3) 故障中の機器の修理について

3階のパフォーマンススタジオ横のラウンジにランニングマシン等の運動機器を利用できるスペースがあり、そこにマッサージチェアが1台設置されているが、故障したまま数年間放置されている。早急に廃棄も含めた対策を講じる必要がある。

マッサージチェアは修理不能であり、また、利用希望者がほとんどいなかったことから、平成25年11月に廃棄した。(人権・青少年男女参画課)

IV 株式会社日光自然博物館

1 概要

(1) 棚卸資産の管理について

会社は、販売する商品ごとに商品受払簿を管理補助簿として作成している。月ごとの受払の計算が正確に行われておらず、また、大量の棚卸しの所在不明があったがその分析もされていない。記入の方法も担当者ごとにバラバラで、記号等が記載されているがその内容も不明である。年度末に商品受払簿の締め切りも行われていない。
 会社は、適正な商品受払簿を作成し管理を適切に行うべきである。また、行方の分からない棚卸資産の原因分析を行い、適切な対策を講じるべきである。

監査結果を踏まえ、棚卸資産の管理状況の再確認・分析を行った上で、平成26年度から、(株)日光自然博物館で定めている商品受払簿の様式を改正するとともに、適切な事務処理と棚卸資産の適正管理を行うこととした。(自然環境課)

(2) 貯蔵品の管理について

切手受払簿が作成され、切手、収入印紙及び葉書とともにファイルが保存されている。切手受払簿(ファイル)中に現金950円が入っていたが、その原因は職員が葉書を私用で使い、負担分を現金で入れていたためである。葉書については、実際有り高と切手受払簿とに差異があるが原因は不明である。年度末に切手受

監査結果を踏まえ、平成26年度から、(株)日光自然博物館で定めている切手やはがき等の受払簿の様式を改正するとともに、貯蔵品を適正管理するため、総務部において一括管理とするよう改めた。(自然環境課)

	<p>払簿の締め切りもされていなかった。</p> <p>職員の私用による切手等貯蔵品の使用を防止し、年度末に切手の実査、管理簿の締め切りを行う等所蔵品の適切な管理を行うべきである。</p>	
<p>(3) 制服作成に係る経費について</p>	<p>平成24年度決算書上、職員の着用する制服代金379,260円が販売費に計上されている。この職員の着用する制服は平成25年度から使用開始しているが、会社は資産(貯蔵品)計上していない。平成24年度の決算書上貯蔵品を計上すべきである。</p>	<p>監査結果を踏まえ、平成25年度から、貯蔵品として決算処理することとした。(自然環境課)</p>
<p>(4) 試供品や協賛品の売上計上について</p>	<p>会社が協賛品として提供する商品や交際費等として利用する商品が、売上げとして計上されている。この会計処理により計上された平成24年度の総額は、584,675円である。</p> <p>売上高については消費税法上の付加税売上高として計上されており、消費税額の計算に影響はない。</p> <p>本来、試供品や協賛品の目的で提供する商品は売上とすべきでなく、他勘定振替として売上原価から控除項目として表示すべきである。</p>	<p>監査結果を踏まえ、平成26年度から、適正な勘定科目に計上することとした。(自然環境課)</p>
<p>(5) 中禅寺湖ポートハウスの箇所改善について</p>	<p>会社は、中禅寺湖ポートハウスの管理業務を行っている。ポートハウスの場所は、車で日光いろは坂方面から国道120号線を群馬県方面に向かう大きな左カーブの途中にあり、手前に標識等の設置も見にくく場所も分かりづらい。</p> <p>観光シーズンには園内のベンチも不足する。さらに、ポートハウス2階ウッドデッキから落ちる雨水で、1階には常に藻が映えた状態で滑りやすく危険である。</p> <p>ポートハウスは、第二次世界大戦後GHQが保養を目的に建てた歴史ある建物である。県は、これら不便な点を改善し、ポートハウスがより一層の観光拠点となるよう広報活動と利用促進を図るべきである。</p>	<p>監査結果を踏まえ、平成26年度から、ポートハウス場所について、HPやチラシ等で更に周知を図った。また、施設を点検し必要箇所については改善するとともに、藻が生えた所は定期的に清掃している。今後とも引き続き利用者の利便性の向上と利用促進を図っていく。</p> <p>なお、ベンチについては、必要に応じ調整を行っていく。(自然環境課)</p>
<p>(6) 退職給付引当金の計上誤りについて</p>	<p>退職給付引当金は、平成23年度の財務諸表上、本来昇級前の基本給を基礎に算定すべきところ、昇級後の基本給を基礎に算定されていた。このため、平成23年度の貸借対照表上、退職給付引当金が1,080千円過大に</p>	<p>監査結果を踏まえ、平成25年度から適正に処理している。(自然環境課)</p>

計上されていた。平成24年度では、昇給前の基本給を基礎に算定されており、退職給付引当金期末残高は適正に計上されているが、損益計算書上、退職給付引当金繰入額（販売費及び一般管理費）が1,080千円少なく計上されていた。

各事業年度ごとに適正な退職給付引当金の計上を行うべきである。

(7) 随意契約で行われる業務委託について

会社が随意契約により外部委託をしている委託業務は、数年間同じ事業者が請け負っており、委託業者が作成する設計書は、単価と業務内容が毎年同一である。

県の所管課によると、「会社は、地域との連携を含めた奥日光地域の活性化のための取組を行うため、地元の組合・企業等との連携を図り雇用促進等の活性化を図ることとし、地元との関係企業や組合との随意契約についてはやむを得ない」としている。

地域との連携を含めた奥日光地域の活性化を優先し、随意契約を容認し続けるなら、競争原理が働かず、地元の組合や企業が会社に依存し続けることになる。

今後、随意契約による業務委託のあり方を検討すべきである。

会社設立の経緯から、地域との連携を図り奥日光地域の活性化のために地元組合や企業と随意契約による外部委託はやむを得ないものとする。

なお、平成26年度の契約に当たっては、委託内容及び委託金額について検討・精査を行い、単価の見直し等により委託金額の縮減を図った。引き続き業務内容の精査や経費削減に努めていく。（自然環境課）

(8) 委託金額の削減について

多くの業務委託金額が据え置かれたままで、経費削減がされていない。

県は、「経営5カ年計画」を策定し経費削減に取り組んでいるとしているが、随意契約で行われる業務委託は過去3年間同額で委託され、経費削減努力が見られない。業務委託に際して入手する設計書の内容及び単価が毎年同じで、設計書入手と検討手続きが形骸化している。過年度の実績や他社の単価計算等を考慮し、業務内容の必要性判断や経費削減が出来ないか検討すべきである。

平成26年度の契約に当たっては、委託内容及び委託金額について検討・精査を行い、単価の見直し等により委託金額の縮減を図った。引き続き業務内容の精査や経費削減に努めていく。（自然環境課）

(9) 自然解説員による手作りの展示について

展示物の多くが開設時に設置したもので古さを感じる。そのような中で、華厳の滝の写真中に実物の人間の大きさを縮小して貼り付け、滝の大きさを実感してもらう等解説員の手作り展示が多数あった。

博物館のエントランスホールには

博物館内の展示については、自然解説員による手作りのものも含め、創意工夫した展示や企画展の開催に努めている。（自然環境課）

自然情報センターがあり、自然解説員が常駐し来館者に奥日光の自然に関する最新情報を伝え、情報発信を行う等の対応を行っている。表示している奥日光の地図は、男体山の標高が更新されたものが手書きで修正されており、廃止されたロープウェーがテープで消されている。自然解説員自らが鹿の骨や動物の毛皮を収集展示し、観覧者の手に触れられるようにしている。

実際にこれらの展示は、小学生等の観覧者に好評である。往査した平成25年10月4日は、朝から雨が降っているにもかかわらず多くの小学生が実際に手に触れ、自然解説員に多くの質問をしていた。

経費削減要請の中で、解説員が経費をなるべくかけない様に自作展示し、一方で観覧者に満足を与えるようにしており、日頃の努力を感じる。これらについて、今後もより一層の努力が望まれる。

2 損益会計

(1) 協力金収入の資金用途について

協力金収入は、維持費や修繕費等のサービス向上及び事業内容の充実を図る用途で使用されるものであるが、平成24年度末で協力金収入に伴う繰越金が11,931,023円ある。

当該施設の所有者は県で広い意味で公の施設であり、基本的に10万円以上の修繕費等は県が負担していることを鑑みるのであれば、当該資金の余剰分は県民に還元すべきものである。

資金用途がないのであれば、普通預金として寝かしておくのではなく県民に還元する使い方を検討する等、資金の有効活用に努めるべきである。

監査結果を踏まえ、協力金については、施設の維持管理・修繕・利用の促進等県民サービスの向上のための経費として使用するよう有効活用していく。(自然環境課)

(2) 予算実績の把握について

会社は「経営5か年計画」を基本方針としながら経営基盤の強化を図っている。しかしながら、事業年度ごとの予算が作成されておらず、予算実績管理が厳密になされていない。また、部門別会計制度が構築されているが細かく細分化された設定となっており、その集計業務自体に焦点がいており管理として有効活用されていないのが現状である。

「経営5か年計画」に沿った年次

監査結果を踏まえ、平成27年度から経営5か年計画に沿った年次計画予算を作成するとともに、各年度において部門別会計を基本とし、主要事項等の予算書を作成する。(自然環境課)

(3) 発生主義会計への対応について

予算の作成や部門別の目標設定及び予算実績を把握するために部門別会計の有効活用（場合によっては集計単位の見直し等）を図っていくべきである。

法定福利費（社会保険料）の処理について、平成22年度に発生主義への対応を実施しているが平成23年度より現金基準での処理に変更されている。従来実施されていた発生主義へ戻すべきである。

また、賞与引当金の計算において社会保険料相当額が考慮されていないので、計算に反映させるべきである。

監査結果を踏まえ、平成26年度から発生主義に改め、適正に処理することとした。（自然環境課）

(4) 東京電力からの賠償金について

平成23年12月～平成24年3月分の賠償金収入5,751,480円について平成24年度の雑収入として会計処理がなされている。前年度の期間の収入であり適切な経常利益を把握する観点から前期損益修正益として処理すべきである。

また、当該収入が平成24年度に計上された経緯が、賠償請求に係る事務処理の遅延によることから適切な損益計算が実施できるよう迅速な事務処理対応を徹底していくべきである。

監査結果を踏まえ、適切な計上とするため、迅速な事務処理に努めている。（自然環境課）

(5) 計算根拠資料の保管について

賞与引当金や退職給与引当金等の処理については、基礎情報を顧問会計事務所に提示し会計処理の指導を受けている。しかしながら、その計算根拠資料については顧問会計事務所で保管されており、会社では管理がなされていない。決算をするにあたり、計算根拠資料を入手してその内容の把握及び管理を実施していくべきである。

監査結果を踏まえ、平成26年度から、計算根拠資料を保管し、内容の把握と管理を行っていくこととした。（自然環境課）

V 公益財団法人栃木県体育協会

1 概要

(1) 栃木県射撃場の減損について

財団は、栃木県射撃場（栃木県宇都宮市新里町乙1067）のクレー射撃場建物及び関連設備を保有する。栃木県射撃場は、平成16年10月1日より休業し、平成20年度より減価償却費を計上していない。休業から10年近く経過し機材等の利用は不可能なものが多く、今後の利用見込みは不明である。公益法人会計基準では、

クレー射撃場に係る有形固定資産の減損の適用については、今後の射撃場管理事業の方向性を見据え、検討する。（スポーツ振興課）

(2) 貸借対照表総括表の作成について

有形固定資産の減損を規定しているが体育協会は適用していない。有形固定資産の減損の適用を検討すべきである。

財団は、平成23年度まで貸借対照表総括表を作成していたが、平成24年度より作成していない。このため収益事業用の資産負債と公益事業用の資産負債が表示上明確でない。収益事業の利益の50%以内繰入れの場合は義務付けされていないが、貸借対照表総括表を作成すべきである。

監査結果に基づき、平成25年度決算から貸借対照表内訳表（公益法人会計基準により内訳表となった）を作成した。（スポーツ振興課）

(3) 賞与引当金の計上について

財団は、職員へ支払う賞与について現金主義に基づき費用計上し、賞与引当金の計上を行っていない。職員へ支払う賞与は、12月2日から翌年5月31日を支給対象期間とし、6月に支給される。6月に支給される金額を合理的に見積もり、12月2日から決算日までの期間に負担する金額を引き当て計上すべきである。また、引当金繰入額は、公益事業と収益事業に分けて負担させるべきである。

監査結果に基づき、25年度決算から、翌年6月に支給される金額を合理的に見積もり、当事業年度負担額を賞与引当金として公益事業と収益事業に分けて計上した。（スポーツ振興課）

(4) 有形固定資産の収益事業分の貸借対照表計上について

建物（スポーツ会館）の一部は、収益事業に利用されている。しかし、税務申告書に添付されている貸借対照表上、収益事業に使われる固定資産が計上されていない。減価償却費については振替計上により収益事業に計上されている。

収益事業として利用する固定資産が適切に貸借対照表上計上されていないと収益事業の財務内容を適切に示さない。建物（スポーツ会館）の一部は、収益事業の貸借対照表上固定資産として計上すべきである。

監査結果に基づき、平成25年度決算から建物（スポーツ会館）の一部を収益事業の固定資産として計上した。（スポーツ振興課）

(5) 退職給付引当金の計上誤謬と収益事業への負担について

(i) 退職給付引当金は、平成23年度に約2,201千円の積立不足があり、平成24年度にも約2,200千円の積立不足がある。每期自己都合による退職金の見積額を適正に引き当て計上すべきである。

(ii) 退職給付引当金繰入額（費用）について、正味財産増減計算書上、収益事業への負担額分が計上されていない。収益事業への負担を適正に見積もり負担額分を計上すべきである。

監査結果に基づき、平成25年度決算から、退職給付引当金の自己都合所要額を適正に引当計上することとした。

収益事業の負担分については、今後生じた際に計上する。（スポーツ振興課）

(6) 栃の葉国体スポーツ振興基金取崩について

栃の葉国体スポーツ振興基金59,830千円が、平成23年3月25日及び平成23年5月27日の理事会承認を経て取り崩され、整備等積立金12,317千円、退職金支払準備資金27,860千円及び県派遣職員経費等の支払19,653千円に充てられている。

振替えられた退職金支払準備資金27,860千円の内容は、平成24年度末に在職するプロパー職員8名それぞれが定年まで在職したと仮定し、各8名が定年退職時に不足する退職金財源を平成24年度末で確保したものである。

これとは別に退職給与引当資産は、プロパー職員8名が自己都合で退職した場合に必要な資金を確保したものであり、対応する退職給与引当金110,974千円は、積立不足額2,200千円はあるが負債の部にほぼ満額引当金計上され、特定資産上も退職給付引当資産が同額留保されている。

栃の葉国体スポーツ振興基金の目的は、県民健康増進と連帯活力にあふれた県民育成をめざしたスポーツ活動の日常化にあり、基金運用による果実をこれら目的のために使用することにある。

栃の葉国体スポーツ振興基金の取り崩しは、理事会決議承認を経ているが、退職金支払準備資金への振替は、上記の目的よりもいまだ確定していない定年退職に伴う職員の人件費を優先したものであり合理性を欠いており、今後検討すべきである。

退職金支払準備資金については、退職金支払に使用しないこととし、今後の事業費に充当するため、平成25年度決算において、全額を整備等積立金に積み替えた。(スポーツ振興課)

(7) 預金の残高証明書との差異について

法人税申告書に添付されている貸借対照表では、収益事業に使用されている銀行預金口座の貸借対照表計上額と残高証明額に差異があった。発生原因は不明である。原因を明確にし、収益事業に使用される預金口座を実態に合わせるべきである。

差異については、会計通帳間の資金移動が遅れたため生じたものである。

平成25年度決算から収益事業に使用する預金口座の残高証明書の金額と貸借対照表計上額を合わせた。(スポーツ振興課)

2 公益目的事業会計

(1) 公1：スポーツ振興事業会計

① 「県体協だより」に係る収益・費用の

財団では、年に3回「県体協だより」という20ページ前後の広報誌を発行し、加盟団体や県内の学校、ス

県体協だよりの公益収益の区分については、移行認定申請時に担当部署と十分に協議し、栃木県公

計上区分について

ポーツ少年団等に配布している。この広報誌の発行に係る費用（年間で約388千円）及び広報誌に掲載される広告に係る収入（160千円）は、すべて公1のスポーツ振興事業会計に計上されている。

広報誌の記事としては、国体における栃木県選手団の記録やスポーツ少年団の行事予定、また今市青少年スポーツセンターや収益事業として管理・運営を行っている栃木県体育館の利用案内等も含まれていることから、「県体協だより」に係る収益・費用を、すべて公1のスポーツ振興事業会計に計上することは適切ではないと考えられる。

移行認定申請時に指導機関と十分に協議し公1に区分したものはあるが、ページ数に応じて各会計区分に按分計上するか、もしくは財団全体の広報誌であるという位置付けから、総額を法人会計に計上することを検討すべきである。

益認定等審議会の答申を経て認定したものである。（スポーツ振興課）

② 栃の葉国体記念健康マラソン大会に係る業者の選定について

毎年開催している栃の葉国体記念健康マラソン大会に係る費用の支出先が、特定の1業者に集中している。

当該業者に対する支出は随意契約で行われている。理由としては、記録・着順の計測方法として計測用リグ（大会出場者のゼッケンの裏に付けるICタグで、これにより自動的に所要時間を計算することが可能となる。）による時間計測システムを導入した当初は、同様のシステムを有しているのが当該業者のみであったことと、同システムを導入した大会において、大会のロゴマークを当該業者に作成してもらったために、著作権の関係もあり大会ロゴ入りの参加賞やスタッフ用ジャンパー等については、当該業者に発注せざるを得ないとのことであった。

随意契約ではなく競争入札により業者を選定すべきである。

栃の葉国体記念健康マラソン大会については、大会ロゴマークの著作権の取り扱い及び大会計測業務等の契約方法の見直しについて、今後検討する。（スポーツ振興課）

③ 事業費の科目間の入り繰りについて

栃の葉国体記念健康マラソン大会に係る費用のうち、ナンバーカード（出場者がつけるゼッケン）代金は消耗品費勘定で、また所要時間や順位等の計測業務の委託料を委託料勘定で計上している。請求書の内訳を確認したところ、消耗品費勘定に計

栃の葉国体記念健康マラソン大会のナンバーカードに係る経費については、内訳を精査した上で、平成25年度から委託料と消耗品費に分けて計上した。（スポーツ振興課）

上されているナンバーカード代金のうち、本来は計測業務委託料として委託料勘定に計上すべきものが270千円含まれていた。また逆に、委託料費勘定に計上されている計測業務委託料のうち、本来はナンバーカード代金として消耗品費勘定に計上すべきものが115千円含まれていた。結果として、消耗品費が154千円だけ過大に、また委託料が同額だけ過少に表示されている。回議書上、ナンバーカードの作成については、純粋にナンバーカードの代金のみを消耗品費とすることで事前に決裁を受けている。会計処理についても回議書に添った形で、純粋にナンバーカードの代金のみを消耗品費として計上すべきである。

④ 事前に回議
のない費用に
ついて

栃の葉国体記念健康マラソン大会に係る費用のうち、手数料勘定に計上されているエントリー手数料493千円については、予算執行伺（経費支出伺）があるものの、回議書は存在しない。

エントリー手数料は、実際の申込者数が確定しなければ金額も確定しないという性格をもつ費用ではあるが、他にも同様の性格をもつマラソン大会関連費用があり、それらの費用は事前に回議書での決裁を受けている。エントリー手数料についても、予算執行伺（経費支出伺）のみで支出を行うことは適切ではなく、事前に回議書での決裁を行うべきである。

栃の葉国体記念健康マラソン大会のエントリー業務については、平成25年度から事前に回議書を作成し、決裁を受けることとした。（スポーツ振興課）

⑤ 消去すべき
内部取引につ
いて

財団は、スポーツ振興事業の一環として、従来よりヨガやストレッチ等のスポーツ教室を開設しており、また本年度からは「とちぎの子ども元気塾」事業として小学生を対象とするスクールを開催している。こうしたスポーツ教室やスクールの会場として、県体育館（同プール及び弓道場を含む）や今市青少年スポーツセンターを使用しているが、使用に際しては、一般の団体が利用した場合と同額の使用料を各施設に支払っている。こうした支出はいずれも内部取引であるが、正味財産増減計算書内訳表においては相殺消去されおらず、結果として正味財産増減計

本協会の会計区分間において生じる内部取引については、平成26年度決算から正味財産増減計算書内訳表において相殺消去を行う。（スポーツ振興課）

算書にそのまま両建てで計上されている。

公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）の注解（注2）によれば、「当該公益法人が有する会計区分間において生じる内部取引高は、正味財産増減計算書内訳表において相殺消去するものとする。」と規定されていることから、当該基準に従って適切に相殺消去すべきである。

⑥ 栃の葉国体記念健康マラソン大会の継続開催について

栃の葉国体記念健康マラソン大会は平成25年で第31回目の開催となるが、平成24年まで1月もしくは2月に実施してきた日程を、平成25年より11月に変更した。この結果、同じ日に県内で行われる他のマラソン大会や各種行事と日程が重なってしまい、参加者がほぼ半分に減少してしまった。

開始当初は、マラソン大会の数自体もそれほど多くなかったことから、栃の葉国体を記念してマラソン大会を開催することにもそれなりの意義が認められた。しかしながら、栃の葉国体の開催から既に30年以上が経過し、次回の県内での国体開催も予定されていることや、その後のマラソン愛好者数の増加に伴い、各市町等によって開催されるマラソン大会の数が増えたこと、さらには参加者の減少に伴い参加料収入も減少していること等を総合的に勘案すれば、参加料収入を上回る費用をかけてまで公益事業として本大会を継続していく意義が、果たしてどれほどあるのか疑問である。

本大会は栃木県民スポーツ大会のロードレース競技も兼ねて開催されているため、開催を継続しない場合には代替策が必要となるが、それを考慮しても、本大会については開催の継続性を検討すべき時期にきているものと思われる。

栃の葉国体記念健康マラソン大会は開催時期を変更して間もないため、今後の大会参加状況等を総合的に判断し、大会のあり方を関係者等とも協議し対応を検討する。（スポーツ振興課）

(2) 公2：スポーツ少年団育成事業会計

① 消去すべき内部取引について

財団は、スポーツ少年団育成事業の一環として、各種大会や講習会、研修会を開催している。これらの会場として、県体育館や今市青少年ス

本協会の会計区分間において生じる内部取引については、平成26年度決算から正味財産増減計算書内訳表において相殺消去を行う。

ポーツセンターを使用しているが、使用に際しては、一般の団体が利用した場合と同額の使用料を各施設に支払っている。こうした支出はいずれも内部取引であるが、正味財産増減計算書内訳表においては相殺消去されておらず、結果として正味財産増減計算書にそのまま両建てで計上されている。公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）の注解（注2）によれば、「当該公益法人が有する会計区分間において生じる内部取引高は、正味財産増減計算書内訳表において相殺消去することから、当該基準に従って適切に相殺消去すべきである。

（スポーツ振興課）

(3) 公4：今市青少年スポーツセンター事業

① 全天候型テニスコートの減価償却費について

全天候型テニスコートは平成19年4月以降閉鎖しているが、閉鎖後も毎年259,438円の減価償却費を計上している。遊休資産であるため、減価償却費を計上することは適切ではない。また、非営利法人委員会報告第31号「公益法人会計基準に関する会計指針（その3）」に準拠して、減損の要否を検討すべきである。

全天候型テニスコートについては、平成25年度から減価償却費を計上しないこととした。減損の適用については、テニスコートの存廃と併せて検討する。（スポーツ振興課）

② 業務委託契約書の作成について

昭和59年11月から屋内スケートリンク内の売店業務を外部に委託しており、売店使用料と電気料を毎月受け取っている。平成16年頃までは業務委託契約書を毎年作成していたが、その後は業務委託契約書を作成していないため、今後は作成することが望ましい。

屋内スケートリンク内の売店業務については、平成26年度から業務委託契約を毎年度締結することとした。（スポーツ振興課）

3 収益事業等

(1) 受取手数料について

スポーツ会館に設置されている飲料水の自動販売機に係る取扱い手数料は、法人会計の収益として扱っているが、収益事業等会計に属する内容である。

スポーツ会館に設置している自動販売機に係る取扱い手数料は、平成25年度決算から収益事業等会計の収入とした。（スポーツ振興課）

(2) 委託料収入・使用料収入について

財団は、栃木県体育館等管理運営事業を移行認定申請時に指導機関と十分に協議したうえで収益事業として扱っているが、財団の目的であるスポーツ振興の中核的な事業であり公益事業として認識すべきである。

栃木県体育館等管理運営事業の公益収益の区分については、移行認定申請時に担当部署と十分に協議し、栃木県公益認定等審議会の答申を経て認定したものである。（スポーツ振興課）

(3) スポーツ会館の受取使用料について

財団の事務局が入居しているスポーツ会館の一面は、事務室5室と会議室兼体育室となっており、体育スポーツ団体及び教育関係団体（スポーツ会館管理運営規則第2条）に貸出している。

財団の加盟団体は、スポーツ振興を目的として掲げる公益性を持つ団体であり、その団体の活動を支援することになる施設の貸出し事業は公益要件を満たすと考えられるため公益事業として扱うことが適切である。

スポーツ会館の受取使用料の区分については、移行認定申請時に担当部署と十分に協議し、栃木県公益認定等審議会の答申を経て認定したものである。（スポーツ振興課）

(4) スポーツ会館の敷地に係る取り決め等について

スポーツ会館の敷地は宇都宮市の所有のものであり、昭和53年に県との間で使用貸借契約を結んでいる。また、昭和54年に敷地内にスポーツ会館を建設することについて宇都宮市より承諾を得ている。しかしながら、県と財団の間でスポーツ会館の敷地に係る取り決め等について明確になされていないので、書面等により明らかにすべきである。

スポーツ会館の敷地については、平成26年3月31日付けで敷地が栃木県所有となったため、県有財産使用許可に係る手続きを行うこととした。（スポーツ振興課）

VI 県における指定管理者制度の整備・運用状況について

1 指定管理者制度を有効に運営するには

(1) 県の公の施設に対して、指定管理者制度を導入するか否かの判断に関する透明性の確保について

現状では、県所有の公の施設に対して、指定管理者制度を導入するか否かの判断は、行政内部のみの判断であり、外部の学識経験者等の意見を求めるべきである。

146の公の施設のうち、指定管理者制度が導入されているのは44施設である。

直営とするには、県の施策やそもそも指定管理になじまない施設等一定の理由はあるが、行政改革の推進という面からは、今後、指定管理者制度の導入施設を拡大する必要があると考えられる。

その際には、指定管理者制度運営の透明性を高めるためにも、外部の学識経験者等が参加する委員会において、どの公の施設に指定管理者制度を導入すべきか議論を行うべきである。

指定管理者制度の導入については、施設ごとの状況に応じ適切に判断しており、近年においても新たな施設への導入を拡大している。（行政改革推進室）